



KANAGAWA

神奈川県
選挙管理委員会

第50回衆議院議員総選挙 第26回最高裁判所裁判官国民審査

指定病院、指定老人ホーム、指定身体 障害者支援施設及び指定保護施設にお ける不在者投票の事務処理要領

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙への記載のしかた、投票用紙の色等は、次のとおりです。

1 衆議院小選挙区選出議員選挙

- 候補者1人の氏名を自書します。
- 投票用紙の色はあさぎ色、文字は黒色で印刷されています。

2 衆議院比例代表選出議員選挙

- 名簿届出政党等の名称又は略称を1つだけ自書します。
- 投票用紙の色はピンク色、文字は黒色で印刷されています。

3 最高裁判所裁判官国民審査

- 投票用紙には裁判官の氏名が印刷されています。
- やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書きます。
- やめさせたくないと思う裁判官については、何も書く必要はありません。
- 投票用紙の色はうぐいす色、文字は黒色で印刷されています。

※ 投票用紙の請求及び投票済の投票用紙の送付先は、その選挙人の名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会です。

令和6年10月

目 次

I はじめに

- 1 不在者投票の流れ 1
- 2 市区町村の選挙管理委員会所在地等一覧 3

II 不在者投票制度について

- 1 不在者投票制度とは 5
- 2 今回の選挙において、「指定病院等」で不在者投票ができる人とは 5
- 3 不在者投票管理者とは 6
- 4 留意していただくこと 6
- 5 今回行われる選挙は 7

III 事務処理について

- 1 「投票用紙等」の請求 8
- 2 「投票用紙等」の交付 9
- 3 不在者投票ができる期間及び時間 9
- 4 投票記載場所の設備 10
- 5 立会人 10
- 6 不在者投票の方法 13
- 7 不在者投票経費の請求 18
- 8 特殊な投票の手続 19

9	使用する様式等	21
・	第1号様式	依頼書 22
・	第2号様式	投票用紙等交付請求書 23
・	第2号様式の2	不在者投票事務処理票（Bカード） 24
		不在者投票事務処理票（Bカード）【記載例】	25
・	第3号様式	請求書（兼宣誓書） 26
・	第4号様式	経費請求書 27
・	第5号様式	不在者投票者氏名等一覧 28
・	参考様式	外部立会人選定依頼等 29
○	参考	「指定病院等」における代理請求による不在者 投票の処理方法 32

IV 資 料

1	「指定病院等」における不在者投票の管理に関する 質疑応答集	33
2	平成14年9月26日付け各不在者投票指定施設の 施設長あて通知	39
3	不在者投票チェックリスト（指定施設）	41

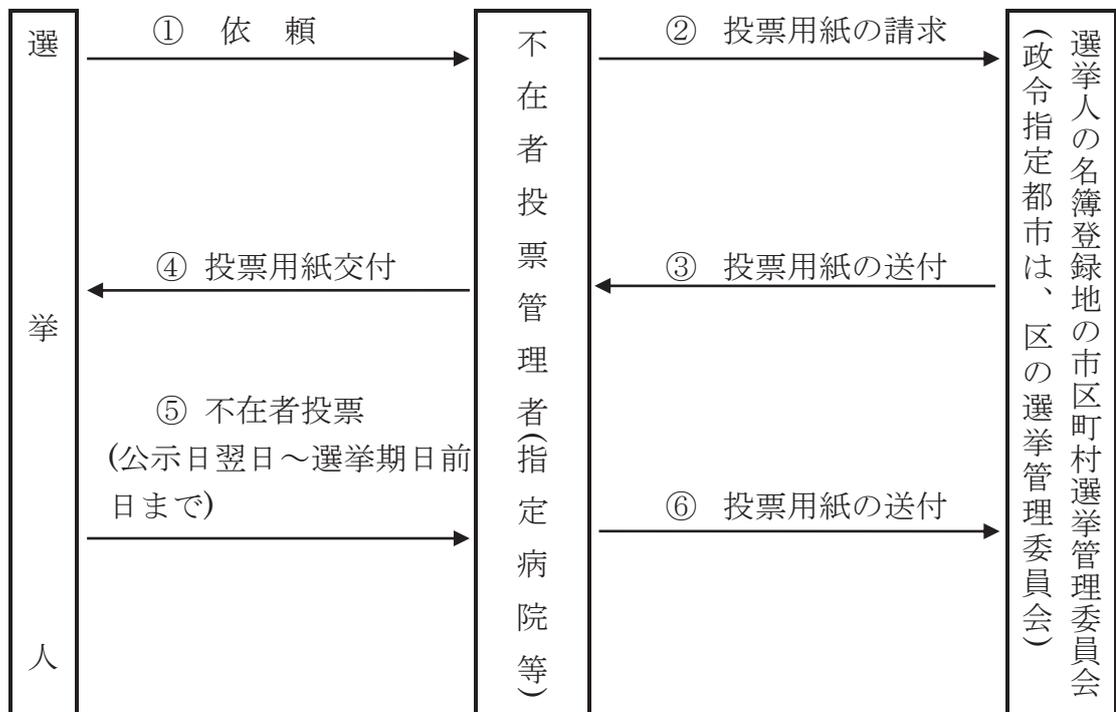
I はじめに

1 不在者投票の流れ

県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設等(以下「指定病院等」といいます。)における不在者投票の流れは次のとおりです。

さらに詳細な事務の流れを 32 ページに掲載していますのであわせて御覧ください。

(公示日前～選挙期日(投票日)前日)

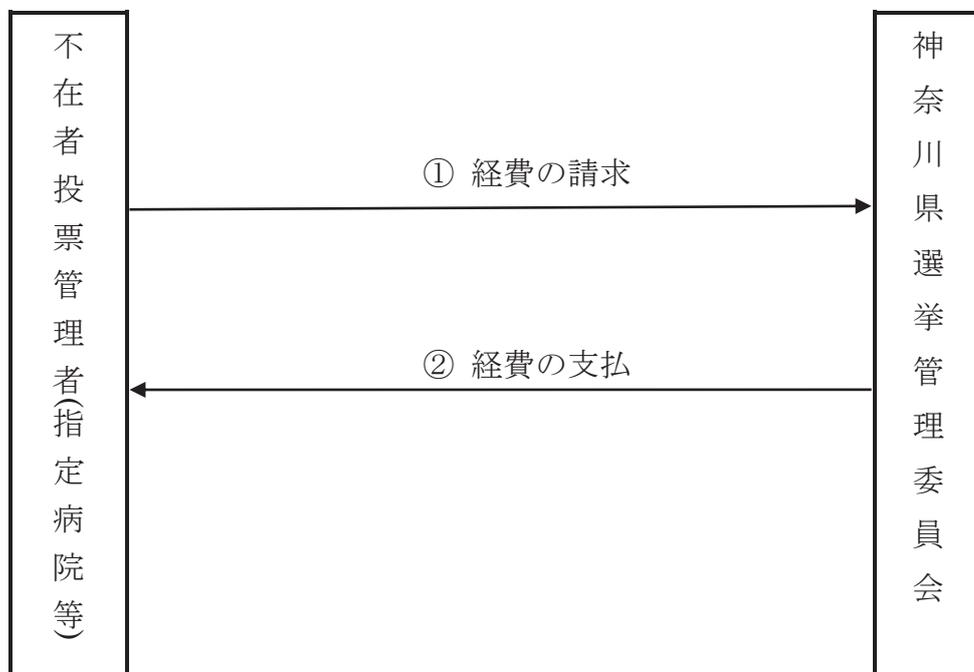


投票用紙の請求(②)及び送付(⑥)は選挙人の名簿登録地の市区町村選挙管理委員会(政令指定都市の場合は区の選挙管理委員会)に行ってください。

投票用紙の請求先及び送付先を誤ってしまうと、投票ができない、あるいは投票が無効になってしまうことがありますので、誤りのないようにお願いします。

3～4ページに県内市区町村の選挙管理委員会の所在地一覧を掲載しておりますので、併せて御覧ください。

(投票後～選挙期日（投票日）30日後)



不在者投票後は、経費（外部立会人の立会に要する経費を含む）の請求をしていただくこととなりますが、今回行われる衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の場合、神奈川県内にある指定病院等の請求先は神奈川県選挙管理委員会です。

不在者投票をした選挙人が他都道府県の選挙人名簿に登録されている方であっても、請求先は神奈川県選挙管理委員会になります。

2 市区町村の選挙管理委員会所在地等一覧

市区町村名	郵便番号	所在地	電話番号
横浜市			
鶴見区	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1660
神奈川区	221-0824	横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7014
西区	220-0051	横浜市西区中央1-5-10	045-320-8314
中区	231-0021	横浜市中区日本大通35	045-224-8116
南区	232-0024	横浜市南区浦舟町2-33	045-341-1227
港南区	233-0003	横浜市港南区港南4-2-10	045-847-8308
保土ヶ谷区	240-0001	横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6206
旭区	241-0022	横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6012
磯子区	235-0016	横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2316
金沢区	236-0021	横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7712
港北区	222-0032	横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2213
緑区	226-0013	横浜市緑区寺山町118	045-930-2212
青葉区	225-0024	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2205
都筑区	224-0032	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2215
戸塚区	244-0003	横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8315
栄区	247-0005	横浜市栄区桂町303-19	045-894-8315
泉区	245-0024	横浜市泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2315
瀬谷区	246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5615
川崎市			
川崎区	210-8570	川崎市川崎区東田町8	044-201-3124
幸区	212-8570	川崎市幸区戸手本町1-11-1	044-556-6604
中原区	211-8570	川崎市中原区小杉町3-245	044-744-3128
高津区	213-8570	川崎市高津区下作延2-8-1	044-861-3124
宮前区	216-8570	川崎市宮前区宮前平2-20-5	044-856-3126
多摩区	214-8570	川崎市多摩区登戸1775-1	044-935-3128
麻生区	215-8570	川崎市麻生区万福寺1-5-1	044-965-5109
相模原市			
緑区	252-5177	相模原市緑区西橋本5-3-21	042-775-8820
中央区	252-5277	相模原市中央区中央2-11-15	042-769-9259
南区	252-0377	相模原市南区相模大野5-31-1	042-749-2117
横須賀市	238-0006	横須賀市日の出町1-5ゲェルくよこすか2F	046-822-8499
平塚市	254-8686	平塚市浅間町9-1	0463-21-8795
鎌倉市	248-8686	鎌倉市御成町18-10	0467-61-3874

市区町村名	郵便番号	所在地	電話番号
藤 沢 市	251-0054	藤沢市朝日町1-1 藤沢市役所分庁舎2F	0466-50-3564
小 田 原 市	250-8555	小田原市荻窪300	0465-33-1741
茅ヶ 崎 市	253-8686	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-81-7212
逗 子 市	249-8686	逗子市逗子5-2-16	046-872-8154
三 浦 市	238-0243	三浦市三崎5-245-7 三浦市三崎水産物地方卸売市場3階	046-882-1111
秦 野 市	257-8501	秦野市桜町1-3-2	0463-82-9661
厚 木 市	243-8511	厚木市中町3-17-17	046-225-2490
大 和 市	242-8601	大和市下鶴間1-1-1	046-260-5542
伊 勢 原 市	259-1188	伊勢原市田中348	0463-74-5273
海 老 名 市	243-0492	海老名市勝瀬175-1	046-235-4905
座 間 市	252-8566	座間市緑ヶ丘1-1-1	046-252-8481
南 足 柄 市	250-0192	南足柄市関本440	0465-73-8039
綾 瀬 市	252-1192	綾瀬市早川550	0467-70-5646
葉 山 町	240-0192	三浦郡葉山町堀内2135	046-876-1111
寒 川 町	253-0196	高座郡寒川町宮山165	0467-74-1111
大 磯 町	255-8555	中郡大磯町東小磯183	0463-61-4100
二 宮 町	259-0196	中郡二宮町二宮961	0463-75-9279
中 井 町	259-0197	足柄上郡中井町比奈窪56	0465-81-1111
大 井 町	258-8501	足柄上郡大井町金子1995	0465-85-5001
松 田 町	258-8585	足柄上郡松田町松田惣領2037	0465-83-1221
山 北 町	258-0195	足柄上郡山北町山北1301-4	0465-75-3651
開 成 町	258-8502	足柄上郡開成町延沢773	0465-83-2331
箱 根 町	250-0398	足柄下郡箱根町湯本256	0460-85-7111
真 鶴 町	259-0202	足柄下郡真鶴町岩244-1	0465-68-1131
湯 河 原 町	259-0392	足柄下郡湯河原町中央2-2-1	0465-63-2111
愛 川 町	243-0392	愛甲郡愛川町角田251-1	046-285-2111
清 川 村	243-0195	愛甲郡清川村煤ヶ谷2216	046-288-1212

II 不在者投票制度について

1 不在者投票制度とは

選挙人が選挙期日（投票日）の当日、法律で定められた一定の理由に該当すると見込まれる場合、選挙期日（投票日）の前でも投票することができるように設けられた制度です。

不在者投票には、いくつかの種類がありますが、この冊子では、「指定病院等」における不在者投票について解説します。なお、「不在者投票チェックリスト（指定施設）」（41～47ページ）も併せて御活用ください。

（注）「指定病院等」には、その関連施設は含まれず、不在者投票はできませんので、御注意ください。

2 今回の選挙において、「指定病院等」で不在者投票ができる人とは

選挙人名簿に登録されている人のうち、次の表のとおりです。

所在 区分	区域内の「指定病院等」 に入院（入所）中	区域外の「指定病院等」 に入院（入所）中
歩行可能な人 （外出可能）	できない。 （注4）	できる。
病気、負傷等のため 歩行が困難な人	できる。	できる。

（注1） 「区域内」とは、選挙人が行く投票所のエリアである投票区の区域内のことです。なお、歩行可能（外出可能）な選挙人の名簿登録地と「指定病院等」の所在地が同一市区町村内にある場合で、投票区の区域が同じであるかどうか不明な時には、「指定病院等」が所在する市区町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

（注2） 平成25年7月1日以後に公示又は告示される選挙において、成年被後見人の方の選挙権が回復されました。貴病院、貴施設に成年被後見人の方がいらっしゃる場合には、回復された選挙権が円滑に行使できるよう、投票用紙の代理請求など不在者投票に係る手続について遺漏がないようご注意ください。

（注3） 選挙権年齢は満18歳以上ですが、満18歳かどうかの算定は、不在者投票を行う時点ではなく、選挙期日（投票日）時点で行うこととされています。なお、年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされていますから、**選挙期日（投票日）の翌日が18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。**

（注4） 原則歩行可能な人で「区域内」の「指定病院等」に入院（入所）中の人は不在者投票ができませんが、台風などの天災・悪天候により外出困難な場合には、不在者投票を行うことができます。

3 不在者投票管理者とは

「指定病院等」に入院（入所）中の選挙人の不在者投票については、その「指定病院等」の長が不在者投票管理者となります。しかし、「指定病院等」の長が候補者となった場合又は外国人である場合には、不在者投票管理者となることができません。このような場合や長に事故があり、又は欠けた場合には、その長の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となります。

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続のすべてについて最終的な決定権を持っており、不在者投票事務に従事する人を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行することが役目です。

不在者投票管理者の職務の主なものは、次のとおりです。

- (1) 選挙人から投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」といいます。）の請求依頼があった場合、不在者投票理由（5ページの2参照）に当たるかどうかを認定のうえ、選挙人に代わって、選挙人の名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会（以下「市区町村選挙管理委員会」）に対して、「投票用紙等」を請求すること。
- (2) (1)の市区町村選挙管理委員会から交付された「投票用紙等」を選挙人に渡すこと。
- (3) 不在者投票記載場所の設備（10ページの4参照）をすること。
- (4) 投票の立会人（1人以上）を選び、投票に立ち合わせること。
- (5) 投票をさせる際に、選挙人に渡した「投票用紙等」にすでに候補者名等が書き込まれていないかどうか、又、汚損及び破損はないか等について点検した後、投票させること。
- (6) 代理投票の申請の受理及びその諾否を決定すること。
- (7) 投票の終わった「投票用紙等」を速やかに用紙等の交付を受けた市区町村選挙管理委員会に直接持っていくか、又は郵便等により送付すること。

※「投票用紙等」を送付する際は、日本郵便（株）又は特定信書便事業者を用いてください。郵便等のサービスを御利用になる際は、必ず信書を扱えるサービスかどうかを御確認ください。なお、選挙期日（投票日）までに必ず到達する必要があるため、土・日・休日も配送される速達やレターパックプラス等をご活用ください。特に不在者投票管理者が市区町村選挙管理委員会に「投票用紙等」を送付する場合には、レターパックプラスを活用するなど配達記録の残る送付方法が望ましいです。

4 留意していただくこと

不在者投票は、一般投票の例外の制度であり、その手続が長期にわたって行われる関係上、特に厳格な手続が規定されています。

特に、「指定病院等」の不在者投票管理者になられる方々は、本来の業務のほかにこの仕事をしていただくわけですが、選挙が民主主義の基本をなすものであることを十分に御認識のうえ御協力をお願いします。

具体的な手続についての解説は別の項で詳しく述べますが、特に次の点に留意し、公正かつ適切な事務処理をお願いします。

- (1) 不在者投票に関し、業務上の地位を利用して選挙運動をすることはできません。
- (2) 事務の管理及び執行に当たっては、自由及び公正を心がけ、投票の秘密保持を期し、又、選挙人の投票に干渉したり、威圧を加えることのないようにしてください。
- (3) 投票の終わった「投票用紙等」は、速やかに市区町村選挙管理委員会に送付（郵送の場合は土・日・休日も配送される速達やレターパックプラス等を活用）し、その際、県選挙管理委員会あてに送付することのないよう御注意ください。

項目	必要書類	送付先	所在地
			投票用紙等の請求
(投票済) 投票用紙等の送付	投票用紙等		

5 今回行われる選挙は

今回行われる選挙は次のとおりです。

(1) 名称及び投票方法等

ア 衆議院議員総選挙

(ア) 衆議院小選挙区選出議員選挙

- ・候補者1人の氏名を自書します。
- ・投票用紙の色はあさぎ色、文字は黒色で印刷されています。

(イ) 衆議院比例代表選出議員選挙

- ・名簿届出政党等の名称又は略称を1つだけ自書します。
- ・投票用紙の色はピンク色、文字は黒色で印刷されています。

イ 最高裁判所裁判官国民審査

- ・投票用紙には裁判官の氏名が印刷されています。
- ・やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の欄に×を書きます。
- ・やめさせたくないと思う裁判官については、何も書く必要はありません。
- ・投票用紙の色はうぐいす色、文字は黒色で印刷されています。

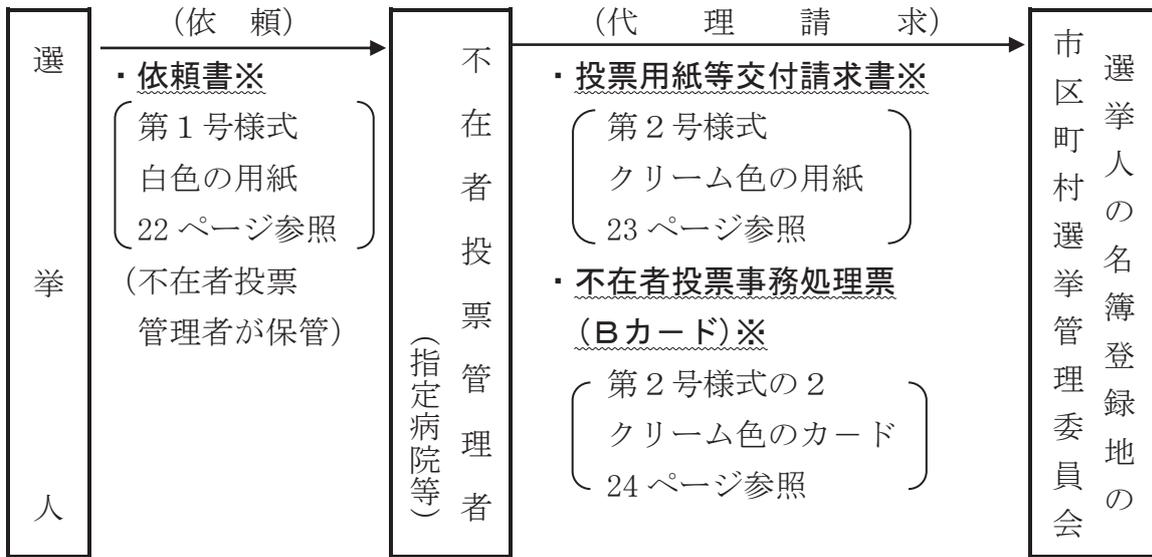
(2) 公示日 令和6年10月15日(火)

(3) 選挙期日 令和6年10月27日(日)

(投票日)

Ⅲ 事務処理について

1 「投票用紙等」の請求



※ここで使用する用紙類は、県選挙管理委員会からあらかじめ送付します。また、県選挙管理委員会ホームページからもダウンロードすることができます。

- (1) 「投票用紙等」の請求は、選挙期日（投票日）の前日（10月26日）まででき、選挙期日（投票日）の公示の日（10月15日）前においても行うことができます。
- (2) 「指定病院等」の長が選挙人に代わって請求する場合、**依頼書**（第1号様式、22ページ参照）を選挙人から提出させ保管しておいてください。
- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票理由（5ページの2参照）に当たると認定した場合には、**投票用紙等交付請求書**（第2号様式、23ページ参照）及び**不在者投票事務処理票（Bカード）**（第2号様式の2、24ページ参照）に必要事項を記入のうえ、**市区町村選挙管理委員会に対して**直接又は郵便等で請求してください（県内市区町村の選挙管理委員会の所在地については、3～4ページの一覧表を参照してください）。
- (4) **不在者投票事務処理票（Bカード）**の「施設の名称」欄の記入は、施設名称のゴム印を押していただいても結構です。
また、選挙人が投票を点字で行う場合には、「施設の名称」欄に併せて「点字」と記入してください。
- (5) 選挙人から請求の依頼がないときは、いかなる場合でも選挙人に代わって請求することはできません。
- (6) 「指定病院等」の長に請求を依頼する方法のほかに、選挙人が自ら請求する方法があります。この場合には、**請求書（兼宣誓書）**（第3号様式、26ページ参照）により市区町村選挙管理委員会に対して直接又は郵便等で請求することになります（以下、選挙人が自ら請求した場合の事務処理についての記載は、《 》で表します。）。

2 「投票用紙等」の交付

8 ページの 1 の方法で請求しますと、市区町村選挙管理委員会から選挙期日（投票日）の公示の日の翌日（10 月 16 日）以後、次の諸用紙が直接交付されるか又は郵便等をもって送付されます。

- ① 投票用紙
- ② 不在者投票用封筒（外封筒、内封筒）

この場合、不在者投票管理者は、「投票用紙等」を受け取ったら直ちに、選挙人に渡さなければなりません。

なお、不在者投票をする期日を定める場合（次の 3 を参照）、その期日まで不在者投票管理者が「投票用紙等」を保管することは、選挙人における保管が困難と判断され、選挙人の了解を得て保管するのであれば差し支えありません。

《選挙人が自ら請求した場合は、これらの諸用紙のほかに不在者投票証明書（証明書用封筒に封入されています。）が同時に交付されますが、選挙人はこの証明書用封筒を開封できません。もし、開封された形跡があるときは、不在者投票管理者は投票を拒否しなければなりません。》

3 不在者投票ができる期間及び時間

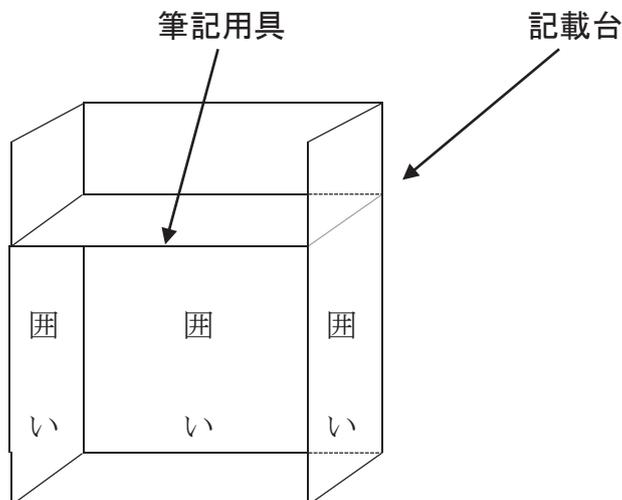
「指定病院等」において不在者投票ができるのは、**選挙期日（投票日）の公示の日の翌日（10 月 16 日）から選挙期日（投票日）の前日（10 月 26 日）までの、毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで**です。

なお、この期間内で不在者投票をする期日を定めることは差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。

4 投票記載場所の設備

不在者投票管理者は、「指定病院等」の施設内に、投票の秘密を保持するために他人が選挙人の投票の記載を見ることができず、また投票用紙の交換その他の不正が行われないよう、相当な設備をしなければなりません。

<設備例>



また、投票記載場所に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することはできません。

なお、重病人等で歩行が著しく困難である場合は、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会いがある限り、ベッドで投票することができます。(この場合は、ベッドのある室内に候補者の氏名等を記載したポスター等の文書を掲示することはできません。)

(注) 投票記載場所に特定候補者の氏名のメモ等を置いて、その候補者に投票をしむけるような行為は、投票干渉罪として1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処せられます。

5 立会人

(1) 立会人について

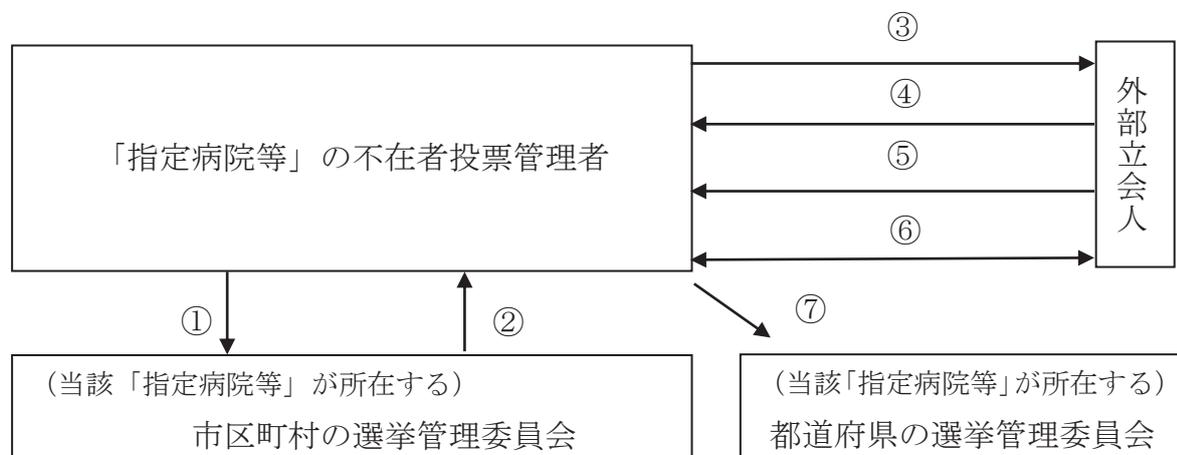
不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合においては、選挙権を有する人を立ち合わせなければなりません。立会人不在で行われた投票は無効となりますので最低1人の立会人の立会いがなければなりません。また、立会人は、不在者投票管理者（不在者投票管理者の補助執行者を含む）、代理投票（又は代理投票の仮投票）における補助者とは兼ねることはできません。

なお、立会人は選挙権を有すれば足り、選挙人名簿に登録されていることは必要ではありません。

また、不在者投票管理者は、市区町村の選挙管理委員会が選定した者（以下「外部立会人」といいます。）を立ち合わせる事その他の方法により不在者投票の公正な実施を確保する努力義務が課せられています。施設の実情に応じ外部立会人制度の積極的な活用に御配慮ください。

(2) 外部立会人の選定方法

外部立会人を立ち合わせる場合、概ね次の手順によることになります。



- ① 当該「指定病院等」が所在する市区町村の選挙管理委員会（以下「所在地選挙管理委員会」といいます。）に対し希望する日時を連絡する。
- ② 所在地選挙管理委員会から選定結果の通知を受ける。
- ③ 外部立会人に対して立会人選任書を送付する。
- ④ 外部立会人から立会人承諾書の送付を受ける。
- ⑤ 定められた日時に不在者投票を実施、外部立会人が立ち会う。
- ⑥ 外部立会人（市区町村等の職員を除く）に報酬等を支払い、外部立会人は領収書を交付する。
- ⑦ 立会いに要する経費を当該「指定病院等」が所在する都道府県の選挙管理委員会に請求する。

(3) 外部立会人の選定に関する留意点

ア 選定の依頼について

外部立会人の選定を依頼する場合は、速やかに、所在地選挙管理委員会（政令指定都市にあっては区選挙管理委員会）に電話等で御連絡ください。

急な選定依頼を受けましても所在地選挙管理委員会が対応できない可能性がありますので、選定依頼をする場合は、選定手続に必要な期間を考慮して所在地選挙管理委員会あて御連絡ください。

また、所在地選挙管理委員会から「指定病院等」あてに選定依頼の有無等を確認するため連絡が入る場合があります。

いずれの場合も、不在者投票の実施日時の候補をいくつか決めておいてくださいますよう御協力をお願いします。

イ 外部立会人候補者について

外部立会人の候補者の多くは、選挙管理委員会の職員ではありません。具体的には所在地選挙管理委員会によって異なりますが、明るい選挙推進協議会の委員や民生委員その他の方によって構成されています。

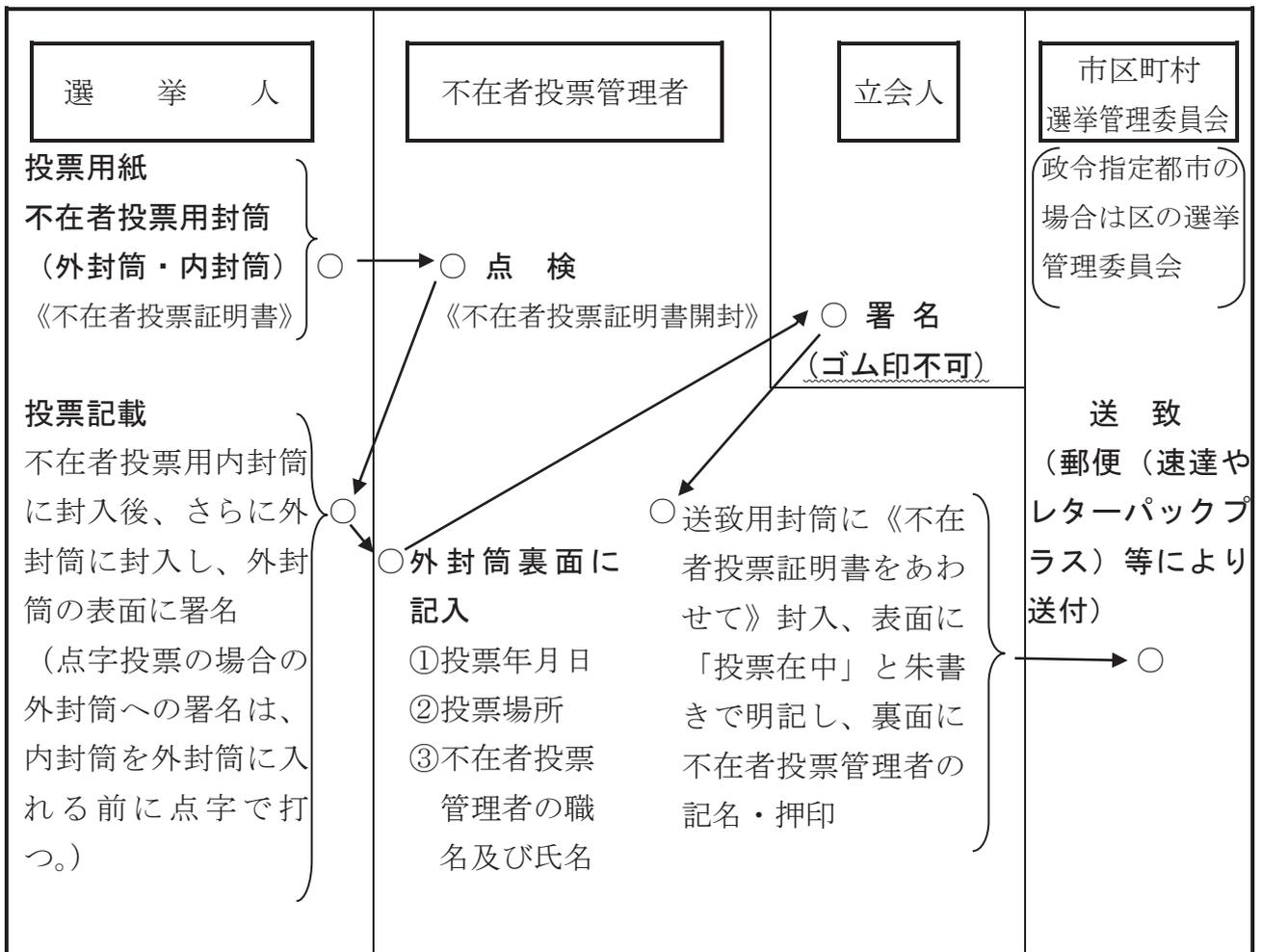
外部立会人には、選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票の手續に立ち会っていただきますが、不在者投票に関する手續の全てについて最終的な決定権を持つのは不在者投票管理者であることに御留意ください。

(4) 外部立会人に関する参考様式

事 務 内 容	使用する様式	記入者、送付先等	参照ページ
外部立会人の選定を依頼する。	外部立会人の選定について（依頼） （参考様式1）	不在者投票管理者が記載し所在地選挙管理委員会に送付。	29 ページ
所在地選挙管理委員会からの選定結果を受け、外部立会人に選任書を送付する。	立会人選任書 （参考様式2）	不在者投票管理者が記載し選定された外部立会人に送付。	30 ページ
立会人となることを承諾する。	立会人承諾書 （参考様式3）	外部立会人が記載し不在者投票管理者へ送付。	31 ページ
立会終了後、外部立会人（市区町村等の職員を除く）に不在者投票管理者がその経費（謝金及び旅費）を支払った場合、領収書を交付する。	立会人承諾書 （参考様式3）	承諾書の領収書欄に外部立会人が記載し不在者管理者へ交付。 ※外部立会人経費支給を請求する場合（上限有）に必要となります。	31 ページ

※外部立会人に関する経費の請求方法等についての詳細は、18 ページ以降をご覧ください。

6 不在者投票の方法



(注) 《 》の記載は、選挙人が自ら市区町村選挙管理委員会に対し「投票用紙等」を請求し、交付された場合に係る内容です。

(1) 不在者投票の手続

ア 選挙人の確認

不在者投票管理者は、投票しようとする人が、「投票用紙等」を交付された選挙人であるか否かを確認してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、不在者投票証明書によって確認してください。》

イ 「投票用紙等」の点検

不在者投票管理者は、「投票用紙等」について、正規のものかどうか、汚損及び破損があったり、又はすでに候補者の氏名等が書かれていないかどうかを点検してください。

《選挙人が自ら「投票用紙等」を請求した場合については、「投票用紙等」のほかに不在者投票証明書が封入された封筒を提示させますが、それがすでに開封されていないかどうか併せて点検してください。開封された形跡があるときは、投票を拒否しなければなりません。》

ウ 投 票

不在者投票管理者が管理する投票記載場所において、①選挙人自ら投票用紙に次のa、b及びcの要領で記載させます。

- a 衆議院小選挙区選出議員選挙
候補者1人の氏名
- b 衆議院比例代表選出議員選挙
名簿届出政党等の名称又は略称を1つ
- c 最高裁判所裁判官国民審査
7ページ5(1)イ参照

記載させた投票用紙を②不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、③さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、④外封筒の表面に必ず署名させて提出させてください。点字投票があったときは、不在者投票用外封筒の表面の署名は、**内封筒を外封筒に入れる前に外封筒に点字で打たせてください。**

なお、**不在者投票用外封筒の表面の署名**は、次の代理投票の場合を除くほか、**選挙人に必ず自書**させてください。不在者投票管理者があらかじめゴム印で選挙人名を押したりしないようにしてください。また、署名の下に押印したり、不在者投票用封筒を印をもって封かんする必要はありません。

エ 代理投票

選挙人が心身の故障その他の事情により、候補者1人の氏名（衆議院比例代表選出議員選挙にあつては、名簿届出政党等の名称又は略称を1つ。最高裁判所裁判官国民審査の投票方法については、7ページの5(1)イ参照。以下「候補者の氏名等」といいます。）を自書できないときは、その申請に基づいて代理投票をさせることができます。

この場合の申請は、口頭でも結構です。代理投票をさせるときは、不在者投票管理者は次の手順により行わせることとなります。

- ① 立会人の意見を聴いて、投票を記載する場所において、投票事務に従事する者のうちから補助者2人を定めてください。

なお、不在者投票管理者及び立会人は、補助者を兼ねることはできず、また、選挙人の家族や付添人等は、補助者になることはできません。

- ② 定めた2人の補助者のうち、1人を立ち会わせただうえで、他の補助者1人に投

票記載場所で、選挙人の指示する「候補者の氏名等」を記載させてください。

- ③ 補助者に、記載した「候補者の氏名等」を選挙人に示させたうえ、これを不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、さらにこの内封筒を不在者投票用外封筒に入れて封をさせてください。
- ④ 補助者に、不在者投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、直ちに提出させてください（補助者の氏名は書かないでください）。

(2) 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票用紙の入った不在者投票用外封筒を受け取った場合には、不在者投票用外封筒の裏面に、①投票した年月日及び場所を記載し、②不在者投票管理者の職名及び氏名を記入したうえ、③投票に立ち会った立会人に署名させてください（記載例は17ページ）。

なお、投票に立ち会った立会人の署名に代えて、ゴム印を使用している事例がみられますが、立会人の氏名は必ず署名させてください。

そして、不在者投票管理者はこの不在者投票用外封筒を《選挙人が自ら請求した場合には、不在者投票証明書とともに》他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に「投票在中」と朱書きで明記し、その裏面に不在者投票管理者名を記名して印を押し、直ちに市区町村選挙管理委員会に直接持っていくか、又は郵便（速達やレターパックプラス）等により送付してください。

なお、投票が終わりましたら速やかに送付してください。不在者投票は不在者投票管理者から市区町村選挙管理委員会の委員長を経て、所属投票区又は指定投票区の投票管理者に送致されますが、選挙期日（投票日）の投票所を閉じる時刻（原則として午後8時）までに送致されないときは、その不在者投票は事実上投票しなかったものとして扱われますので、時間的な余裕を持って御対応ください。

自書が必要な用紙類等

用紙類等	自書を要する部分	自書をする人
依頼書 (第1号様式・P22参照)	「選挙人住所」欄、「選挙人氏名」欄及び「生年月日」欄	選挙人(代理人が記載する場合を除く)
《請求書(兼宣誓書)》 (第3号様式・P26参照)	事務処理欄を除く、記載が必要な部分	選挙人
投票用紙	「候補者の氏名等」欄	選挙人(代理投票を除く)
不在者投票用外封筒	封筒の ^{おもて} 表面の「投票者氏名」欄	選挙人(代理投票を除く)
	封筒の ^{うら} 裏面の「立会人(署名)」欄	立会人

(注) 不在者投票ができる期間中に選挙人が投票せずに退院した場合等、投票用紙等を使用しなかったときは、破棄せずに、経緯を詳細に書いて、直ちに必ず送付元の市区町村選挙管理委員会に返送してください。

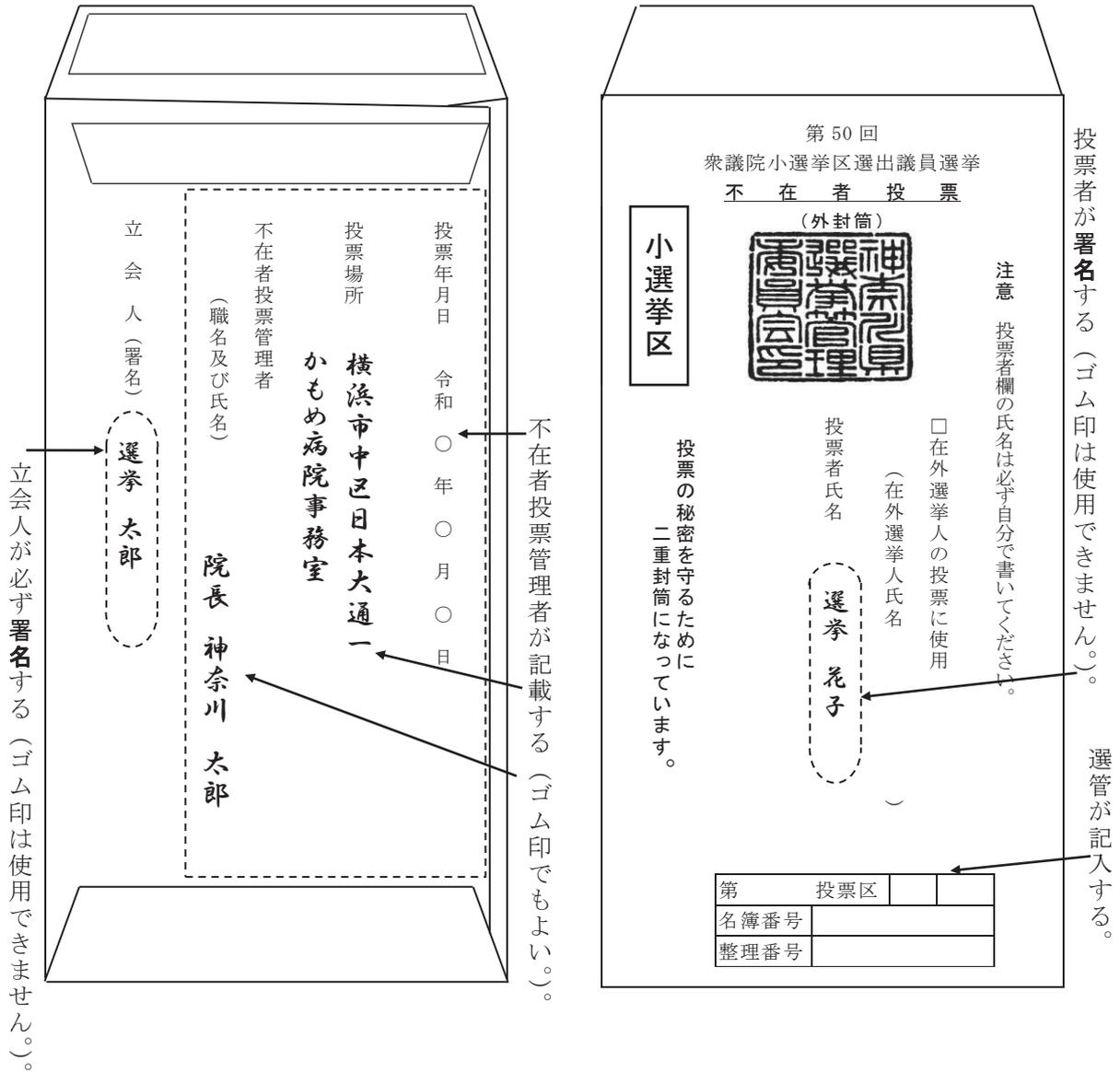
なお、投票用紙及び投票用封筒を市区町村選挙管理委員会に返送すると、当該選挙人は、投票日当日に投票所まで行けば投票することができます。返送されないと投票所へ行っても投票することができません。

また、不在者投票ができる期間が終了したために投票用紙等を使用しなかったときも、破棄せずに、必ず送付元の市区町村選挙管理委員会に返送してください。

[不在者投票用外封筒の記載例]

(裏面)

(表面)



※ 衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の外封筒も上記記載例と同様です。

7 不在者投票経費の請求

(1) 不在者投票事務経費

「指定病院等」の長（＝不在者投票管理者）は、所定の手続が終了した後で、不在者投票経費（不在者投票をした選挙人1人につき1,073円）の**経費請求書**（第4号様式、27ページ参照）に、

- ① 振込先の通帳の表紙を1ページめくった中表紙（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（カタカナ）の写し（振込先がネットバンキングで通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやログイン画面のコピーでも可）

及び、

- ② 不在者投票者氏名等一覧（第5号様式、28ページ参照）
- ③ 市区町村選挙管理委員会の「投票用紙等」の数量が記載してある送付状又は受領書のコピー
- ④ 市区町村選挙管理委員会から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表（「指定病院等」で**不在者投票事務処理票（Bカード）**（第2号様式の2、24ページ参照）の住所・氏名欄をコピーしたものでも可）

の②～④いずれか1つを添えて選挙期日（投票日）後30日（令和6年11月26日）までに必着するように郵便番号231-8588、横浜市中区日本大通1、神奈川県選挙管理委員会に提出してください。

なお、③を添付した場合で不在者投票をした者の数が市区町村選挙管理委員会からの「投票用紙等」の送付数より少ないときは、朱で訂正してください。また、④を添付した場合は、不在者投票を行わなかった選挙人は2本線で抹消してください。

(2) 外部立会人経費

ア 外部立会人を立ち合わせ、その経費（当該外部立会人への謝金及び旅費）を支払った場合、実際に支払った額又は10,900円（旅費を含む）のうち少ない金額を上限として県から経費が支給されます。

ただし、上限金額は8.5時間分であり、これに満たない場合は、次ページの「報酬額早見表」のとおり従事時間に応じた報酬額とします。

なお、「指定病院等」が独自に立会人を選定した場合又は市区町村等の職員を選定した場合は、県からの経費支給の対象とはなりません。

【報酬額早見表】

1 回当たりの従事時間	報酬額
1 時間（1 時間以内）	1, 2 8 2 円
2 時間（1 時間を超え、2 時間以内の場合）	2, 5 6 5 円
3 時間（2 時間を超え、3 時間以内の場合）	3, 8 4 7 円
4 時間（3 時間を超え、4 時間以内の場合）	5, 1 2 9 円
5 時間（4 時間を超え、5 時間以内の場合）	6, 4 1 2 円
6 時間（5 時間を超え、6 時間以内の場合）	7, 6 9 4 円
7 時間（6 時間を超え、7 時間以内の場合）	8, 9 7 6 円
1 日相当（7 時間を超える場合）	1 0, 9 0 0 円

※1 回当たりの従事時間が7 時間以下の場合で、1 時間未満の端数がある場合は、その端数は切り上げる。

イ 外部立会人に係る経費を請求する場合は、経費請求書（第4号様式、27 ページ）中の「1 不在者投票事務経費」に加え、「2 外部立会人経費」に係る必要事項を記載し、次の書類を両方添付のうえ、選挙期日（投票日）後 30 日（令和6年 11 月 26 日）までに必着するように郵便番号 231-8588、横浜市中区日本大通 1、神奈川県選挙管理委員会に提出してください。

- ① 所在地選挙管理委員会の発行した立会人に係る選定通知の写し
- ② 外部立会人から受領した謝金（報酬金）の領収書の写し

8 特殊な投票の手続

不在者投票の事務処理については、いままで述べてきたことのほかに次のような特殊な投票の手続があります。これらのことの詳細や不明な点については、県又は市区町村の選挙管理委員会にお尋ねください。

(1) 選挙人が船員の場合の手続

選挙人が船員である場合は、「投票用紙等」の請求をする際、船員の選挙人名簿登録証明書をあわせて提示しなければなりません。

(2) 郵便等による不在者投票制度

一定の条件にあてはまる方は、郵便等による不在者投票が認められています。これは、選挙人本人が自ら郵便等により「投票用紙等」の交付を市区町村選挙管理委員会に請求し、現在する場所で投票を記載した後、選挙人が市区町村選挙管理委員会に対して郵便

等により送付する制度です。(※)

※ 自ら記載することができない一定の選挙人については、あらかじめ市区町村選挙管理委員会に届け出た者をして記載させることができます。

郵便等による不在者投票制度の対象となるのは、身体障害者福祉法に規定する**身体障害者手帳**、戦傷病者特別援護法に規定する**戦傷病者手帳**又は介護保険法に規定する**被保険者証**の交付を受けている選挙人のうち、障害の程度が一定の程度に該当し、あらかじめ市区町村選挙管理委員会から、**郵便等投票証明書**の交付を受けている人のみです。

この場合、「指定病院等」で投票を記載することもあります。が、「指定病院等」の長が不在者投票管理者となつて行う不在者投票ではありませんので、御注意願います。

なお、郵便等による不在者投票を行うことができる人が、郵便等によらず、一般の「指定病院等」での不在者投票を行う場合は「指定病院等」の長が当然に不在者投票管理者となります。

(3) 代理投票の仮投票

代理投票の場合に、代理投票の理由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて拒否することができますが、代理投票を拒否された選挙人が拒否の決定に不服があるとき又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、代理投票の仮投票をさせることができます。

代理投票の仮投票をさせる具体的な手続は、代理投票の補助者2人のうち、投票用紙に「候補者の氏名等」を記載した補助者に、その補助者の氏名を不在者投票用封筒（外封筒）の表面左下段に「代理記載人何某」と記載させて投票させることとなります。

9 使用する様式等

事務内容	使用する様式	記入者、送付先等	参照ページ
選挙人に「投票用紙等」の代理請求を依頼された場合	依頼書 (第1号様式)	選挙人が記載して不在者投票管理者に提出。 <u>不在者投票管理者が保管。</u>	22 ページ
不在者投票管理者が「投票用紙等」を市区町村選挙管理委員会に代理請求する場合	投票用紙等交付請求書 (第2号様式)	不在者投票管理者が記載。 下記の不在者投票事務処理票(Bカード)を添付して、 <u>選挙人の名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付。</u>	23 ページ
	不在者投票事務処理票 (Bカード) (第2号様式の2)	不在者投票管理者が記載。 上記の投票用紙等交付請求書に添付。	24 ページ 25 ページ (記載例)
選挙人が自ら「投票用紙等」を市区町村選挙管理委員会に請求したいと申し出た場合	請求書(兼宣誓書) (第3号様式)	選挙人が記載して、選挙人の名簿登録地の市区町村選挙管理委員会に送付。	26 ページ
不在者投票終了後、不在者投票事務経費を請求する場合及び所在地選挙管理委員会が選定した外部立会人(市区町村等の職員を除く)を立ち合わせ、実際に支払った金額を請求する場合	経費請求書 (第4号様式)	不在者投票管理者が記載。 必要書類を添付して、令和6年11月26日までに必着するよう <u>県選挙管理委員会に送付。</u>	27 ページ
	不在者投票者氏名等一覧(注1) (第5号様式)	不在者投票管理者が記載。 上記の経費請求書に添付。	28 ページ

(注)

- 1 不在者投票者氏名等一覧(第5号様式)に代えて、
 - (1) 市区町村選挙管理委員会の「投票用紙等」の数量が記載してある送付状又は受領書のコピー
 - (2) 市区町村選挙管理委員会から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表(「指定病院等」で不在者投票事務処理票(Bカード)(第2号様式の2)の住所・氏名欄をコピーしたものでも可)
の**いずれか**でも結構です(詳細は18ページ参照)。
- 2 外部立会人を立ち合わせ、実際に支払った金額を請求する場合は、経費請求書(第4号様式)に加えて、
 - (1) 所在地選挙管理委員会の発行した立会人に係る選定通知の写し
 - (2) 外部立会人から受領した謝金(報酬金)の領収書の写し(参考様式3、31ページ)
の**両方**が必要です(詳細は19ページ参照)。
- 3 上記の諸用紙が不足した場合の請求先は、県選挙管理委員会です。請求書(兼宣誓書)(第3号様式)については、「指定病院等」には送付されませんので、当該様式のページをコピーして利用してください。
また、神奈川県選挙管理委員会のホームページからも、用紙をダウンロードすることができますので、御利用ください。
(ホームページアドレス <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/em7/cnt/f5/>)

依 頼 書

私は、第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査の投票を（当病院、当老人ホーム、当施設）で行いたいのので投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼します。

令和6年 月 日

（指定病院等の不在者投票管理者）

_____ 殿

選挙人住所

フリガナ
選挙人氏名

（※代理人氏名 _____）

生年月日 明治 年 月 日生
大正
昭和
平成

病棟等	
階	

◎注意1 代理人氏名の欄は、代理人がこの用紙に記載をした場合に、その方の名前を記入してください。

◎注意2 この用紙はコピーして使用できます。

投票用紙等交付請求書

別記の選挙人 人は、第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、(当病院に入院加療中、当老人ホームに入所中、当施設に入所中) のため(当病院、当老人ホーム、当施設)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項(第51条第2項において準用する第50条第4項)の規定による依頼があったので、別記の選挙人に代わって投票用紙(船員の不在者投票用紙)及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和6年 月 日

(別記の選挙人の名簿登録地ごと)

選挙管理委員会委員長 殿

施設の所在地	(〒 -) (電話番号 - -)		
施設の名称			
不在者投票 管理者の 職・氏名	(病院長、老人ホームの長若しくは施設の長又はこれらの代理人の氏名を記入してください)		
	職 名		氏 名
事務担当者氏名			

- ◎注意1 選挙人の住所・氏名等は、不在者投票事務処理票(Bカード)に記載し、名簿登録地が同一の選挙管理委員会ごとにとりまとめ、各選管にこの請求をしてください。
- ◎注意2 不在者投票事務処理票(Bカード)の「施設の名称」欄には、当該選挙人が投票する場所として、当該病院、老人ホーム等の名称を記入してください。また、選挙人が視覚障害者であるため点字投票をする場合には、「点字」と併せて記入してください。
- ◎注意3 この用紙はコピーして使用できます。
- ◎注意4 この用紙で投票用紙等を請求する際は、不在者投票事務処理票(Bカード)を使用し、不在者投票者氏名等一覧は使用しないでください。

不在者投票事務処理票【記載例】

(Bカード)

指定病院等では太線の中のみ記載してください(ゴム印でもよい。)

選挙人の住所を必ず記載してください。

投票市中区日本大通〇-▲		フリガナ	センキョウ	ハナコ	明・大・ 昭 ・平	名簿番号		
選挙人名簿に記載されている住所		氏名	選挙	花子	●年●月●日	整理番号		
施設の名前		かもめ病院					投票区	表示
太枠の中のみすべて記入してください。		点字					衆小	衆比
指定施設・滞在地・在宅	請求・交付等の方法	請求		直接・郵便等		衆比	衆比	
請求受理年月日	請求	交付	交付	交付	交付	衆比	衆比	
交付年月日	交付	受理	受理	受理	受理	衆比	衆比	
受理年月日	受理	返還	返還	返還	返還	衆比	衆比	
返還年月日	返還	不在者投票証明書の発行					衆比	衆比
備考	有 ・ 無						衆比	衆比

点字投票をする場合には「点字」と記入してください(8ページ参照)。

請 求 書 （兼宣誓書）

私は、第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査の当日、次のいずれかの不在者投票の理由に該当する見込みです。
なお、併せて投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

〔理 由〕

- ・ 仕事、学業、その他の用務に従事
- ・ 用事、レジャー等のため、投票所のある区域の外に外出、旅行、滞在
- ・ 病気、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難
- ・ 住所移転のため、他の市区町村に居住
- ・ 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和6年 月 日

選挙管理委員会委員長 殿

現住所及び電話番号	(〒 -) (電話番号 - -)
選挙人名簿に記載されている住所	
フリガナ	
選挙人氏名	
生年月日	明治 大正 年 月 日 昭和 平成
投票用紙等の送付先	(上記の現住所と同じ場合については、記入不要です。) (〒 -)
不在者投票に出向く予定の市区町村	(市・区・町・村名（施設で投票する場合は施設名）を記入してください。)

—— 事務処理欄 —— ※こちらには記入しないでください。

投票区				名簿の表示	
不在者投票事務処理票 (Bカード)への記載					

経費請求書

令和 年 月 日
 (請求先)
 神奈川県知事

県内指定病院等
 →神奈川県

一金 円也(=ア+イ)

第50回衆議院議員総選挙・第26回最高裁判所裁判官国民審査における不在者投票に関する経費を上記のとおり請求します。
 ただし、請求者と口座名義人が異なる場合は、下記口座名義人に受領行為を委任します。

(内訳)

1 不在者投票事務経費 (投票した選挙人 1人につき1,073円) 計 円(ア)

(選挙人 _____ 人分)

※実際に投票した人数を記載してください。

衆議院小選挙区・衆議院比例代表・国民審査の3つに投票した場合も1人分と数えます。

【添付書類】①は必須、②から④はいずれか一つ

- ① 振込先の通帳の表紙を1ページめくった中表紙(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人(カタカナ)の写し(振込先がネットバンキングで通帳がない場合は、キャッシュカードの写しやログイン画面のコピーでも可)
- ② 不在者投票者氏名等一覧
- ③ 市区町村選挙管理委員会の「投票用紙等」の数量が記載してある送付状又は受領書のコピー(不在者投票者数が送付状記載の「投票用紙等」の数量より少ないときは朱で訂正してください。)
- ④ 市区町村選挙管理委員会から送付された不在者投票のできる選挙人の一覧表(不在者投票を行わなかった選挙人は2本線で抹消してください。)

2 外部立会人経費 計 円(イ)

※市区町村選挙管理委員会の選定した立会人(外部立会人)を立ち会わせただけの場合のみ記入してください。

外部立会人氏名: _____ 立会日: 令和 年 月 日

立会時に投票した選挙人数: _____ 立会時間: _____ ~ _____

【添付書類】・次の①・②ともに必要

- ① 市区町村選挙管理委員会の発行した立会人に係る選定通知の写し
- ② 外部立会人から受領した謝金(報酬金)の領収書の写し

請求者 ※請求者は施設長(院長) = 不在者投票管理者となります。施設長(院長)を兼任しない理事長名では請求できません。

所在地	(_____)		
施設の名称 (正式名称)	_____		
施設長(院長) 職・氏名	職名	施設長・院長	氏名
担当者	所属	電話番号	
	氏名	メール アドレス	

請求金額振込先

振込先 銀行等名	銀行 信用金庫	支店	預金 種別	普通 ・ 当座 ・ その他
店番号	口座番号 (7桁未満の場合は右詰で記入し、 空欄を「0(ゼロ)」で埋めてください。)	口座名義人(カタカナ) ※通帳の表紙を1ページめくった中表紙の見開きのカタカナで記載のもの		
.....		

- ◎ 注意1 この請求書は、衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査で不在者投票を行った者すべて(名簿登録地が県外にある者を含む)について神奈川県選挙管理委員会(〒231-8588 横浜市中区)
- ◎ 注意2 この用紙はコピーして使用できます。
- ◎ 注意3 記載事項を訂正する際は施設長(院長)の印(施設名の印は不可)又は私印を使用若しくは署名してください。

令和6年 月 日

（施設の所在する市区町村選挙管理委員会） あて

（病院・施設名）長 ○○ ○○

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、次のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついては、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いします。

1 日 時 令和6年 月 日（ ）
時 分 ～ 時 分

2 所在地

3 施設名

〔 施設担当者氏名 ○○ ○○
電話番号
Eメールアドレス又はファクシミリ番号 〕

令和6年 月 日

立 会 人 選 任 書

(立会人の氏名) ○○ ○○ 殿

(病院・施設の名称)

(院長・施設長の氏名) ○○ ○○

あなたを、次のとおり、令和6年 月 日執行 選挙について、当院（当施設）における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は立会開始時刻の 分前までに に、おいでください。

また、立会いを承諾いただける場合は、立会人承諾書を当院長（当施設長）あて御提出ください。

1 立会日時 令和6年 月 日 ()
時 分 ～ 時 分

2 不在者投票の実施場所
(病院・施設の名称)

3 謝金及び旅費支給予定額

円

※1回当たりの従事時間が7時間以下の場合で、1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げ、7時間を超える場合は、1日(8.5時間分=10,900円)としてください。(詳細は事務処理要領18ページ以降)。また、時間ごとの額は報酬額早見表を参照してください。

印鑑の携行など、立会人への連絡事項があれば、適宜記載してください。

施設担当者氏名 ○○ ○○
電話番号
Eメールアドレス又はファクシミリ番号

令和6年 月 日

立 会 人 承 諾 書

(病院長・施設長氏名) ○○ ○○ 殿

(住 所)

(電話番号)

(立会人氏名) ○○ ○○

次のとおり、令和6年 月 日執行 選挙について、
貴院（貴施設）における不在者投票の立会人になるべきことを承諾します。

1 立会日時 令和6年 月 日 ()
時 分 ～ 時 分

2 不在者投票の実施場所
○○ (病院・施設名)

領 収 書

令和 年 月 日

(病院長・施設長氏名) ○○ ○○ 殿

金 _____ 円

但し、不在者投票の立会に対する謝金として
上記正に領収いたしました。

(外部立会人自署氏名) _____

IV 資 料

1 「指定病院等」における不在者投票の管理に関する質疑応答集

(凡例) 法・・・公職選挙法、令・・・公職選挙法施行令

項 目	質 疑 事 項	回 答	関係 規定	
1 不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書	1 「指定病院等」に入院(入所)中の人(入所)の人が、投票用紙等(投票用紙及び不在者投票用封筒)のことをいう。以下同じ。)の請求を「指定病院等」の長に依頼(代理請求の依頼)した場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を提出しなければならないか。	代理請求の場合は必要ありません。	令52条	
2 投票用紙等の請求	2-1 不在者投票のための投票用紙等の請求は、選挙の期日の公示の前日においても行うことができるかとされているので、今回の選挙について直ちに請求してもよいか。	差し支えありません。 ただし、選挙人が船員の場合であって、総務省令で指定する選挙管理委員会の委員長に対し請求する場合は、公示日前には請求できません。 なお、投票用紙等の交付は、選挙期日の公示日(10月15日)の翌日以後において行われます。	令50条 令51条 令53条	
	2-2 病院に入院中の人の付き添いをしている人について、指定病院の院長が代理請求をすることができるか。 また、その人は指定病院内で不在者投票ができるか。	前段、後段ともにできません。 なお、この人については、名簿登録地の選管で期日前投票を行うか、現に滞在している地の選管で不在者投票を行うこととなります。		
	2-3 選挙期日が迫ってから入院患者から投票用紙等の代理請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは自動車、電車等を利用して代理請求を行わなければならないか。	代理請求を断ることはできませんが、郵便等によるか直接によるかは、不在者投票管理者の自由です。できれば不在者投票が可能となるよう配慮してください。		
	2-4 入院患者から今日投票用紙等の代理請求をしてほしい旨依頼があったが、郵便等では時間的に間に合わないため、本人の家族の者に院長の補助者として選管に請求に行かせてよいか。	院長の管理権の及ぶ人(補助者)と認められれば差し支えありません。 なお、その際、院長名をもって家族の者に院長の補助者として請求させる旨の文書を携帯させるよう配慮してください。		
	2-5 投票用紙等の代理請求の際に、選挙人から徴する依頼書は、選管に送致するのか、それとも手元に保管するのか。 また、その保管すべき期間はどのくらいか。	前段 不在者投票管理者において保管してください。 後段 次の期間のうち、いずれか長い方の期間保管してください。		法204条 法208条

項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
		①選挙の効力に関する訴訟及び当選の効力に関する訴訟の提起期間（当選人決定の告示日から少なくとも30日間（11月29日まで）） ②不在者投票経費の請求の手続が完了する日までの間。 なお、訴訟が提起された場合は、県選管の指示する期間保管してください。	
	2-6 選挙人の住所地が異動になったことが判明した場合、前住所地と現住所地のどちらに選挙権があるのか、どのように確認すればよいか。	選挙の種類や時期により、結果が異なりますので、関係する市区町村選挙管理委員会に個別に照会してください。	
	2-7 政令指定都市の選挙人に係る投票用紙等の請求は市の選管へするのか、区の選管へするのか。	区の選管へ請求してください。	
3 選挙公報	3 選挙公報は、「指定病院等」にも配付されるか。	県選管から、「指定病院等」あて送付する予定ですが、作製に日時を要するため、到着まで時間がかかる場合があります。	法170条
4 候補者氏名掲示	4 入院患者から候補者氏名一覧を掲示してほしいという要望が強く、掲示の必要性を痛感しているが、選管で配付する予定はないか。	県選管から候補者氏名一覧が掲載された県公報を「指定病院等」へ送付します。 また、市区町村選挙管理委員会が、個別に送付することは差し支えない取り扱いとしています。 ただし、送付された候補者氏名一覧を掲示することは差し控えてください。	法175条 令125条の4
5 選挙人への便宜及び立候補届出期間	5 選挙人への便宜のため、立候補状況がわかる新聞を投票記載台近くの適当な場所に、不在者投票管理者が置いておくことはどうか。	選挙人の便宜を図るうえから止むを得ません。 なお、立候補の届出の締切り日は選挙期日の公示の日（10月15日）であるので念のため。	法86条 法86条の2
6 不在者投票をする期間	6 投票用紙等を交付された場合、直ちに選挙人に渡すことなく、期日をあらかじめ定めてする投票日まで、不在者投票管理者が保管することはどうか。	①不在者投票をする期日を定めることについては差し支えありませんが、その特定の日以外に投票したい旨の申出があった場合にこれを拒否することはできません。 ②不在者投票管理者が保管することについては、選挙人における保管が困難であると判断される場合、選挙人の了解を得て、保管するのであれば差し支えありません。	令58条

項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
7 不在者投票の方法	7-1 投票の記載をする筆記用具には、定めがあるか。	特にありませんが、赤鉛筆の使用はできるだけ避けてください。	令58条
	7-2 選挙人が投票記載所に候補者氏名一覧や候補者の氏名を記したメモを自ら持ち込み、見ながら投票用紙に記入してもよいか。	差し支えありませんが、他の選挙人に見せるようにしてはなりません。	令58条
	7-3 投票記載所の数には、制限があるのか。	ありません。	令58条
	7-4 「指定病院等」に入院(入所)中の伝染病患者及び精神病患者で必ずしも歩行不可能ではない人を、一般投票のために外出させることは適当でないので、「指定病院等」内で不在者投票をさせて差し支えないか。	歩行困難な人とみなして不在者投票をさせて差し支えありません。	法49条
	7-5 選挙人が不在者投票を行う時点で、その者が選挙期日の当日に入院中又は入所中の見込みであれば、投票をさせてよいか。また、通所についてはどうか。	前段 差し支えありません。ただし、選挙期日までに退院又は退所することが明らかな場合は投票できませんので御注意ください。 後段 通所者は投票できません。	
	7-6 A(指定)病院に入院中に投票用紙等の交付を受けた人が、その後B(指定)病院に移った場合に、B病院内で不在者投票をさせることができるか。	不在者投票をさせることはできません。ただし、選挙人が、自ら投票用紙等の交付を請求した場合に限ってできます。 なお、その人が自分の投票区の区域外の病院(A)に入院中であることを理由に投票用紙等の交付を受けており、新たに移った病院(B)が、その者の投票区の区域内にあるときは、原則不在者投票はできませんが、天災・悪天候により外出困難である場合などは不在者投票事由に該当するので、区域内であっても、不在者投票を行うことができます。	令50条
	7-7 選挙人の依頼に応じ、投票用紙等の代理請求をし、それらを受理したが、その前に選挙人が退院(退所)した場合の処置について。	経緯を詳細に書いて、投票用紙等を至急交付した選管に返送してください。 なお、当該選挙人に対しては不在者投票理由が消滅したため投票用紙等を選管に返送した旨及び投票当日投票所に行けば投票できる旨を連絡してください。	令64条

項 目	質 疑 事 項	回 答	関係規定
	7-8 選挙人から請求依頼があり投票用紙等を選管からとりよせたところ、本人が人事不省に陥り、不在者投票ができなくなった場合、不在者投票管理者としてどう処置したらよいか。	投票日の前日まで不在者投票管理者においてこれを保管してください。不在者投票ができず、その後選挙の投票日当日選挙人が当日投票に行ける状態になれば、投票所で当該投票用紙等と引き換えに投票できるのでその時交付してください。 なお、当日投票もできなかった時は投票時間経過後理由を付して選管に返送してください。	令64条
	7-9 自書能力もなく口もきけない人が候補者の一覧表をのせた新聞を持ってきて、自分が投票したい人の氏名を指示する方法で不在者投票の代理投票ができるか。	選挙人の意思が確認できる限り差し支えありません。	令58条
	7-10 投票箱の設置についての定めはあるか。	ありません。 投票箱の設置は特に義務づけていませんが、一定の適当な箱(例えば、手さげ金庫)に一時保管してください。	
	7-11 投票立会人は、不在者投票の期間の途中で変更して差し支えないか。	差し支えありません。	令58条
	7-12 ベッドで投票することになる場合、投票台についてもベッドで記載できるよう足を短くするなど改良して使用したいがどうか。	差し支えありません。要は投票の秘密が守られるよう配慮されればいいです。	令58条
	7-13 代理投票を行わせる場合に、代理投票の補助者の氏名を病院内の記録にとどめる必要があるか。	法令上何ら定めがないのでその必要はありませんが、任意に行うことは差し支えありません。 しかし、代理投票の仮投票においては、補助者の氏名を不在者投票用外封筒の表面に記載することとなりますので念のため。	
	7-14 不在者投票用外封筒にする不在者投票管理者の記名と立会人の署名について、「記名」と「署名」との相違はどこか。	「記名」は本人以外の者が記載してもよいですが、「署名」は本人が自書しなければなりません。したがって、「記名」の場合はゴム印なども使用できますが、「署名」の場合は、使用できません。	令60条
	7-15 病院長名で投票用紙の代理請求をした後病院長に事故があり、その後引き続いて院長代理(副院長)が院長事務を行っているが、この場合、不在者投票管理者の氏名は院長代理でよいか。	院長代理何某と記載してください。	令60条

項 目	質 疑 事 項	回 答	関係 規定
	7-16 不在者投票管理者は、必ず投票記載場所に立会人とともにいなくてはならないか。	不在者投票管理者の管理権が及ぶなら、必ずしも投票記載場所にいる必要はありません。ただし、不在者投票管理者の事務補助者と立会人の最低2人、代理投票の場合はさらに補助者が2人の計4人がいなければなりません。	令58条
8 投票の送致	8 投票用紙等の送致の際に、送致用封筒の表面に記載する「投票在中」という文言は朱書きによるか。	法令上の定めはありませんが朱書きにしてください。	令60条
9 経費の請求	9-1 投票用紙等を代理請求した場合と本人が請求した場合とでは、経費の支払額に相違があるか。	いずれも同額で1,073円です。	
	9-2 1人の選挙人が3つの投票（衆議院小選挙区選出議員選挙、衆議院比例代表選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査）の不在者投票をした場合と、1つの投票についてのみ不在者投票をした場合とで経費の支払額に相違はあるか。	いずれも同額で1,073円です。	
	9-3 神奈川県以外の他都道府県の人が神奈川県内で行った不在者投票の経費は、その人の名簿登録地の属する都道府県に請求すべきか。	神奈川県選挙管理委員会あてに請求してください。	
	9-4 経費の請求は、投票用紙等の交付数又は投票数のいずれで算出すべきか。	投票数で算出してください。	

項 目	質 疑 事 項	回 答	関係 規定
10 その他	10-1 投票当日の投票管理者において不受理と決定される投票というのは、どういうものか。	<p>主に次のようなものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①不在者投票用外封筒に選挙人の署名がない投票 ②不在者投票用外封筒に選挙人の署名に代えてゴム印で記名した投票 ③不在者投票用外封筒に投票した年月のみで日の記載のない投票 ④不在者投票用外封筒に投票場所の記載が不十分な投票 ⑤不在者投票用外封筒の封が破られている投票 ⑥正規の不在者投票用外封筒を用いない投票 ⑦不在者投票用外封筒に立会人の署名がない投票 ⑧不在者投票用外封筒に立会人の署名に代えてゴム印で記名した投票 	令63条
	10-2 選挙期間中に不在者投票管理者が変更となった場合、選挙管理委員会に報告する必要があるか。	<p>報告の必要はありません。 なお、施設の名称や所在地が変更となった場合には、市区町村選挙管理委員会にその旨を速やかに連絡してください。</p>	

2 平成14年9月26日付け各不在者投票指定施設の施設長あて通知

選管第149号

平成14年9月26日

各不在者投票指定施設
施設長 殿

神奈川県選挙管理委員会書記長

不在者投票指定施設における事務処理について（お願い）

貴職におかれましては不在者投票管理者として、日ごろより選挙事務の執行に御協力をいただきお礼申し上げます。

さて、本県における不在者投票に関しましては、昨年の参議院選挙において全投票数の約1割を不在者投票が占めるなど選挙人の関心も高くなり、また、投票参加の点からも重要な役割を果たしておりますが、別紙の例のように他県の不在者投票指定施設において、不在者投票事務が適切に行われていなかったため、当該選挙が無効になり再選挙となるという事例も起きているところです。

つきましては、日常業務多忙の折、大変恐縮ですが、不在者投票事務の適切な執行に当たり、特に御留意いただきたい点を次のとおりまとめましたので御確認いただきますようお願いいたします。

- 1 不在者投票に当たり、選挙人に代わって投票用紙を選挙管理委員会に請求される場合には、依頼書の提出を求めるなど、選挙人の意思を十分確認していただくようお願いいたします。
- 2 施設内に投票の記載場所を設けるに当たっては、投票の秘密保持等の観点から、相当の設備により、選挙人の投票の秘密が守られるよう一層の配慮をお願いいたします。また、選挙人の病状によりベッドの上で不在者投票を行うことは認められておりますが、これは、選挙人が重病人等歩行困難な場合に認められる例外的な投票方法ですので御注意願います。
- 3 指定施設における不在者投票の事務の管理執行に当たって、選挙の自由公正の確保、投票の秘密保持を図り、選挙人の投票に干渉したり、施設関係者が業務上の地位を利用し、入院患者（入所者）に対して選挙運動を行うといったことのないよう、適切な執行に十分御配慮いただきますようお願いいたします。

(別紙)

秋田県北秋田郡阿仁町

町内の老人ホームで、入所者の投票意思を確認せずに投票用紙を代理請求し、このうち、寝たきり入所者については、誰に投票するかを入所者の家族に尋ねて代理投票をしたという違法行為があった。

当該選挙の結果が僅差であったため、選挙結果に異動を及ぼす虞があると判断され、当該選挙は無効となり再選挙が行われた。

富山県下新川郡入善町

町内の老人ホームで、入所者の投票意思を確認せずに全員分の投票用紙を代理請求し、全員が不在者投票を行った。

代理投票を行った選挙人のうち十数名の選挙人については、自らの意思を補助者等に伝えられる心身状態でなく、代理投票が適正に行われていたとは認められなかった。

当該選挙の結果が僅差であったため、選挙結果に異動を及ぼす虞があると判断され、当該選挙は無効となり再選挙が行われた。

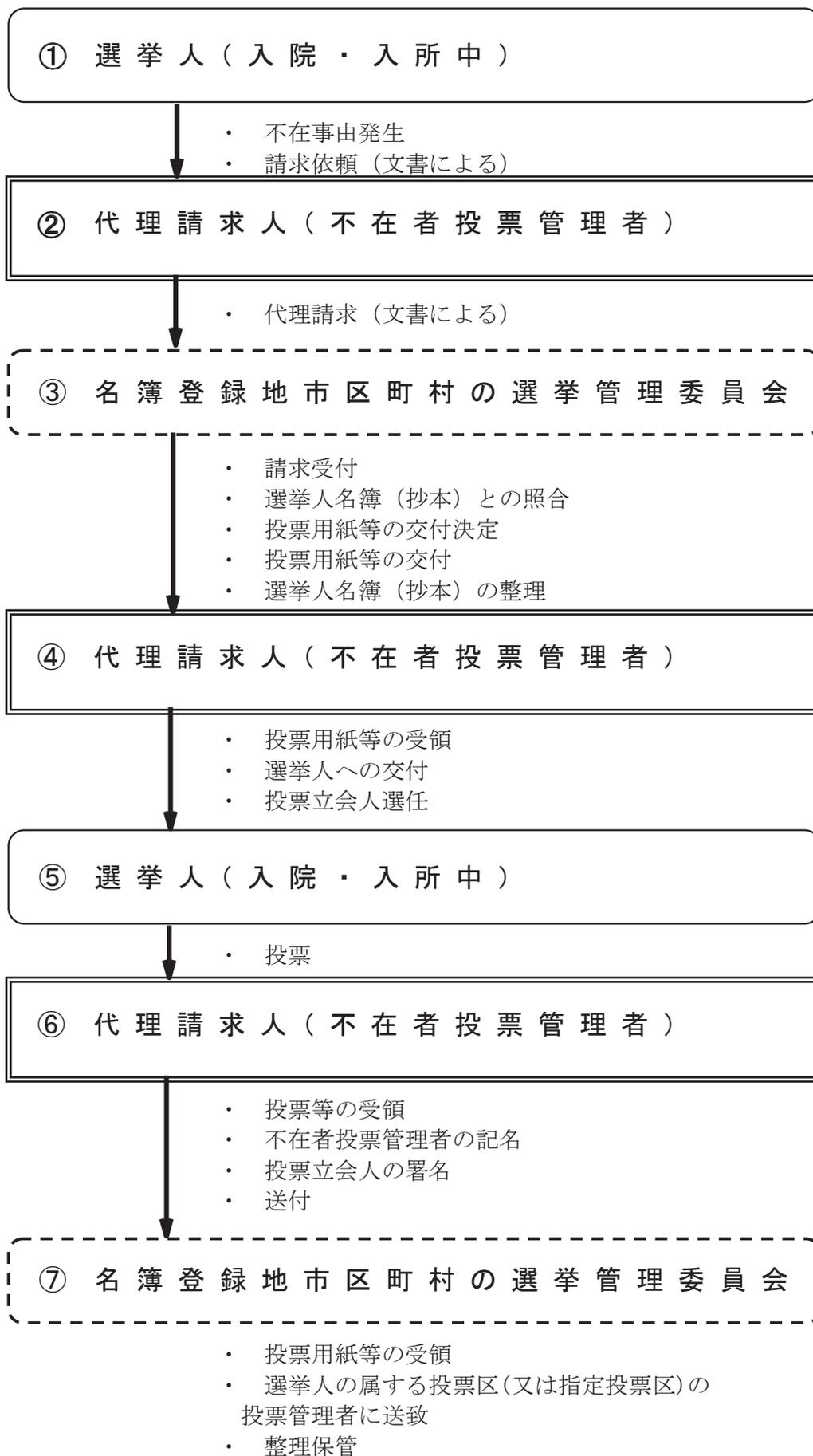
3 不在者投票チェックリスト（指定施設）

- 1 不在者投票管理者等は、それぞれの職務についてこのチェックリストを使って確認し、チェックリストは選挙後も保管してください。
- 2 選挙の際は、不在者投票立会人及び代理投票補助者並びに必要なより不在者投票管理事務補助執行者を選任してください。
- 3 不在者投票管理者は、不在者投票の前に、不在者投票立会人など不在者投票事務従事者へそれぞれの職務について説明を行い、打合せ、リハーサル等を行ってください。

大切な一票

神奈川県選挙管理委員会

指定施設における不在者投票事務の流れ



指定施設における不在者投票事務従事者

※ 投票事務の執行

◎ 不在者投票管理者 ⇨ チェックリストⅠ

不在者投票事務全般を管理執行

- ・ 不在者投票手続のすべてについて最終的な決定
- ・ 不在者投票事務従事者を指揮監督
- ・ 投票立会人を選任
- ・ 代理投票の申請があった場合は、代理投票の要件に該当するか否かを確認の上、投票立会人の意見を聴き代理投票補助者（２人）を選任

○ 不在者投票管理事務補助執行者（※必要な場合）

「不在者投票管理者」の指示のもとで次の事務に従事

- ・ 市区町村選挙管理委員会に投票用紙及び投票用封筒を交付請求
- ・ 投票用紙及び投票用封筒を点検の上、選挙人に交付
- ・ 秘密保持、不正防止のための不在者投票記載場所の設置
- ・ 投票済の不在者投票を市区町村選挙管理委員会へ送致

○ 代理投票補助者（２人）（※代理投票が必要な場合）

○ 代理投票補助者（Ａ）⇨ チェックリストⅡ

- ・ 心身の故障その他の事情により候補者の氏名を自ら書くことができない選挙人のために、選挙人の指示する候補者等を投票用紙に記載
- ・ 投票用紙を内封筒と外封筒に入れて封かん
- ・ 封筒表面の「投票者氏名」欄に選挙人の氏名を記載

○ 代理投票補助者（Ｂ）⇨ チェックリストⅡ

- ・ 選挙人の指示どおり代理投票補助者（Ａ）が記載したかどうかを確認

（注） 不在者投票管理者は、代理投票補助者の事務に従事してはならない。

※ 投票の監視

◎ 不在者投票立会人（※選挙権のある者で１人以上）⇨ チェックリストⅢ

選挙が自由かつ公正に行われるように不在者投票事務の管理執行を監視

- ・ 投票用紙の点検から送致のための受理に至る全手続に立会い

（注） 不在者投票立会人は、不在者投票管理者（不在者投票管理事務補助執行者）及び代理投票補助者の事務に従事してはならない。

不在者投票チェックリストⅠ （不在者投票管理者用）

不在者投票管理者 氏名〔 〕
不在者投票管理事務補助執行者 氏名〔 〕

事 項	確認日	項 目
1 不在者投票管理者		① 不在者投票管理者としての資格はあるか。 (指定病院の長、指定老人ホームの長、指定身体障害者支援施設及び指定保護施設の長)
2 事務従事者の選任等		① 不在者投票立会人を選任したか〔必須〕。
		② 不在者投票立会人の意見を聴いて、代理投票補助者を選任したか〔代理投票が必要な場合は必須〕。
		③ 不在者投票管理事務補助執行者を選任したか〔不在者投票管理者の事務を補助させる場合は必須〕。
3 事務従事者への職務の説明等		① 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者へそれぞれの職務を説明したか。
		② 不在者投票立会人など不在者投票事務従事者がそろって打ち合せやリハーサルを行ったか。
4 入所者からの投票の申立ての受付等		① 投票の申立てを行った入所者は、資格のある選挙人か。
		② 入所者が投票の申立てを行った旨の書類（依頼書）は提出させたか。
5 記載場所の設備等		① 記載台は記載が他人から見えないように設けたか。
		② 不在者投票管理者と不在者投票立会人の位置は、記載場所が見通せるような場所か。
		③ 記載場所に候補者等の氏名やポスター等を掲示していないか（掲示がある場合は撤去すること）。
		④ 候補者名等がわかる資料（候補者等を公平に取り扱っているもの）を準備したか（選挙人から問われた場合にのみ提示すること）。

事 項	確認日	項 目
6 投票手続		① 本人確認を行って投票用紙を交付したか。
		② 重病人等歩行困難な選挙人を除き、所定の投票記載場所 で記載させたか。
		③ 代理投票(代理記載)の場合を除き、選挙人が投票用紙 を内封筒と外封筒に入れ、外封筒表面に署名したことを 確認したか。
		④ 外封筒に、投票年月日と投票場所を記載し、かつ、不 在者投票管理者名を記したか(ゴム印可)。
代理投票 (代理記載)		① 対象者は代理投票の事由(自分で候補者の氏名等を書 くことができない)に該当する選挙人であるかを確認し、 不在者投票立会人の意見を聴いたか。
ベッドにお ける投票		① 対象者は重病人等歩行困難な選挙人であるかを確認 したか。
		② 投票の秘密保持に十分配慮したか。
		③ 室内に候補者等の氏名やポスター等を掲示していな いか(掲示している場合は撤去すること)。
7 不在者投票の 送致		① 外封筒を適当な他の封筒に入れ、封をし、その表面に 投票が在中する旨を明記し、裏面に記名押印したか。
		② 直ちにその封筒を名簿登録地の市区町村選挙管理委 員会に直接持っていくか、又は郵便等をもって送付した か。
8 選挙運動の禁 止		① 不在者投票に関し、不在者投票管理者の業務上の地位 を利用して選挙運動を行わなかったか。



神奈川県

選挙管理委員会

横浜市中区日本大通 1 〒 231-8588 電話 (045) 210-3179 (直通)